

I 本組合退職手当条例等の一部改正概要について

1 改正概要

(1) 退職手当の調整率による支給率の引き下げ（平成30年2月改正）

退職給付における官民較差（平均 78.1 万円）の解消を図るための国家公務員の退職手当の支給水準引下げに準じ、本組合退職手当条例本則の規定により計算した退職手当の基本額に乗じる割合（調整率）を引下げる。

① 調整率の引下げ

退職手当条例本則の規定により計算した退職手当の基本額に乗じる調整率を 100 分の 87 から 100 分の 83.7 に引下げる。

調整率の適用対象は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての一般職の退職者に適用する。

② 施行期日

施行日 平成30年4月1日

(2) 定年延長に伴う退職手当算定に係る措置（令和5年2月改正）

地方公務員の定年年齢が令和5年4月から段階的に延長されることに伴い、退職手当算定に係る取扱いを新たに規定した。

① 退職事由（旧定年に達した後の退職）

定年延長後、旧定年に達した後にその者の非違によることなく退職した場合は「定年退職」と同じ支給率で計算する。

（例）新定年年齢 61 歳の年度に 60 歳で退職

⇒「自己都合退職」ではなく「定年退職」の支給率を適用する。（P 6 支給率表参照）

② 給料の 7 割措置

旧定年に達した者に係る給料月額 of 7 割措置は給料月額の減額改定には該当しない。

⇒特定減額（ピーク時特例）の対象となる。（P 3（3）参照）

③ 施行期日

施行日 令和5年4月1日

※ 支給率の上限について

定年退職及び旧定年に達した後の退職の場合、退職手当算定の基礎となる勤続期間が 35 年以上で支給率は上限（47.709）となるため、旧定年に達した時点で当該勤続期間が 35 年以上であれば、定年延長により給料月額が 7 割措置で退職しても退職手当の算定に影響ありません。（P 3（3）参照）

II 退職手当の計算の仕方

1 退職手当の額

一般の退職手当の額は、「退職手当の基本額」に「退職手当の調整額」を加えて得た額とする。(平成18年4月1日施行)

2 退職手当の 基本額 の計算のしかた

$$\boxed{\text{退職手当の基本額}} = \boxed{\text{退職日給料月額}} \times \boxed{\text{勤続年数及び退職事由に応じた定められた支給率 (P6)}}$$

(1) 給料月額

- ㊦ 退職の日の給料月額とする。
- ㊧ 医療職職員等で給料の調整額を支給されているときは、当該調整額を加えた額とする。
また、役職定年後「管理監督職勤務上限年齢調整額」が支給されているときは、当該調整額を加えた額とする。
- ㊨ 休職、停職、減給等により給料月額の一部又は、全部を支給されないとき若しくは、育児短時間勤務取得期間中においては、本来受けるべき給料月額とする。
- ㊩ 特例給料月額
次の条件を備えた者が定年前に退職する場合には、退職日給料月額に、その者の定年年齢(※)から退職の日の年齢を差し引いた年齢1年当たり2%を加算した額を退職手当の算定の基礎となる給料月額(以下「特例給料月額」という。)とする。
(※)令和5年度以降に特例給料月額を算定する際の定年年齢については下記の表のとおり。

〈特例給料月額を算定する定年読替え表〉

	旧定年年齢	(ア) 新定年年齢	(イ) 「定年」読替え
(I)	60	65 (61~64)	60
(II)	63	65 (64)	63
(III)	65	65	65
(IV)	65	70 (66~69)	70 (66~69)
(V)	70	70	70

(注) (ア) 新定年年齢の()は引上げ期間中の定年年齢。

[条件]

- ① 勤続期間 25年以上
- ② 年齢 表(イ)から10年を減じた年齢以上
- ③ 退職日 表(イ)に達する日の6月前までに退職
※表(I)及び(II)の者は0月前までに退職
- ④ 退職事由 勸奨退職、公務上の傷病死亡退職、整理退職(定数の減少、組織の改廃等)

※ 整理退職及び公務上の傷病死亡退職で表(イ)の年齢を超え、表(ア)の年齢に達する日の6月前までに退職した場合は、退職日給料月額に一律2%を加算した額が特例給料月額となる。

$$\boxed{\text{特例給料月額}} = \boxed{\text{退職日給料月額}} \times \left[1 + \left(\boxed{\text{表(I)～(V)に対応する(イ)の年齢}} - \boxed{\text{退職時年齢}} \right) \times 0.02 \right]$$

〔計算例〕 表（Ⅰ）（旧定年60歳、新定年65歳）

- ① 勤続期間 33年
 - ② 退職時の年齢 55歳（表（イ）までの残年数 5年）
 - ③ 退職事由 勸奨退職
 - ④ 退職日給料月額 380,000円
 - ・ 特例給料月額
- 380,000円 × (1 + 5年 × 0.02) = 418,000円

（２） 勤続期間

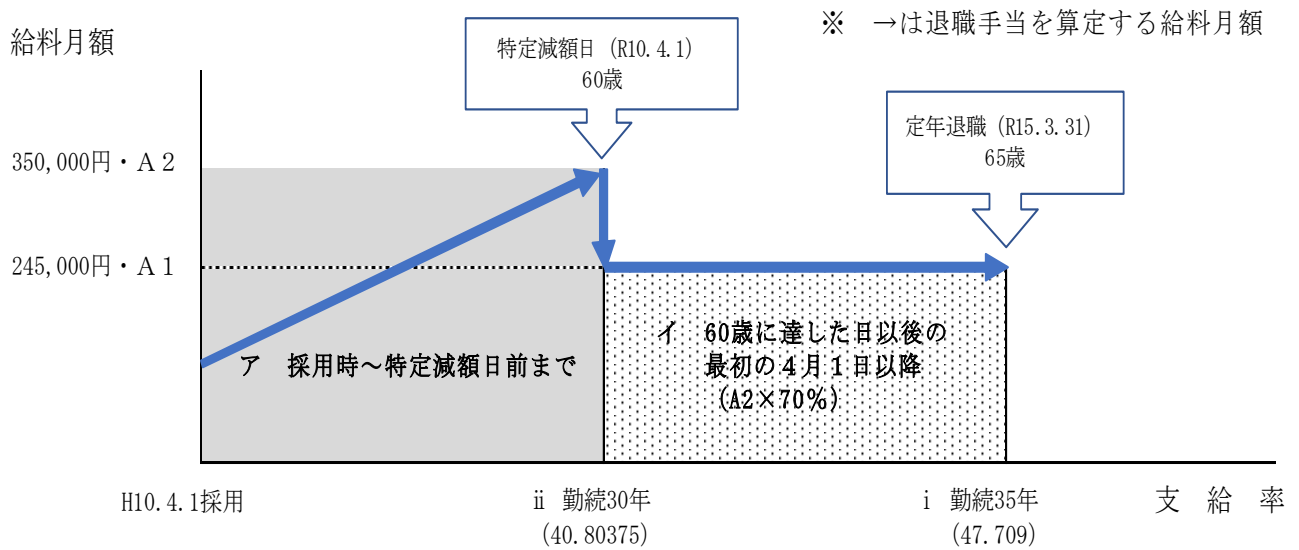
- ㊦ 公務員としての引き続いた在職期間。（退職手当の支給を受けた期間を除く。）
- ㊧ 在職期間の計算は、職員となった月から退職した月までの月数となる。
- ㊨ 休職、停職、育児休業などの期間については、その2分の1の期間（育児休業期間のうち当該子が1歳に達した日の属する月までの期間又は、育児短時間勤務取得期間については3分の1の期間）が除算される。ただし、自己啓発等休業期間（一定の条件を満たした場合は2分の1の期間）、配偶者同行休業期間及び、組合専従職員期間については、その全期間が除算される。
- ㊩ 在職期間に1年未満の端数月があるときは、切り捨てる。

（３） 特定減額（ピーク時特例）による退職手当の基本額の計算

給料月額の減額改定以外の理由（役職定年、降格、給料表又は給料の調整額の異動等）により、給料月額が減額された場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が退職日給料月額よりも多いときは次の①と②の合計額を退職手当の基本額とする。

- ① 特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に、退職した理由と同一の理由により退職したものとし、同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- ② 退職日給料月額に i から ii を控除した支給率を乗じて得た額
 - i 退職事由及び（２）勤続期間により算出した採用日（前歴含む）から退職日までの支給率
 - ii ①で使用した支給率

[参考] 管理監督者以外の旧定年60歳の者が定年退職した場合



上記の基本額計算

①：特定減額日前給料月額（A2）× 支給率（ii）

$$350,000円 \times 40.80375 = 14,281,312円$$

②：退職日給料月額（A1）× 支給率（i - ii）

$$245,000円 \times (47.709 - 40.80375) = 1,691,786円$$

基本額：①+②=15,973,098円

3 退職手当の 調整額 の計算のしかた

$$\boxed{\text{退職手当の調整額}} = \boxed{\text{調整月額}} \times \boxed{\text{月数 (60月を限度)}}$$

(1) 職務の級に対応する各区分の調整月額及び基準 (適用例)

職員の区分	調整月額	対応する職員の基準(例)					
		行一	行二	医一	医二	医三	公一
第1号区分	70,400円			5級			
第2号区分	65,000円			4級			
第3号区分	59,550円	8級		4級			9級
第4号区分	54,150円	7級		4級	8級	7級	8級
第5号区分	43,350円	6級		3級	7・6級	6級	7級
第6号区分	32,500円	5級	5級	2級	5級	5級	6級
第7号区分	27,100円	4級	5級	2級	5級	4級	5・4級
第8号区分	21,700円	3級	4・3級(※1)	1級	4・3・2級	3・2級(※2)	4・3級
第9号区分	0円	2・1級	3・2・1級	1級	2・1級	2・1級	3・2・1級

※1 3級在職期間が120月を越える期間から適用。

※2 2級在職期間が360月を越える期間から適用。

※ 退職手当の調整額の基準は、職員の職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮し、総合的に任命権者が定め、職員の区分(退職手当条例第6条の4第1項各号に掲げる区分)を決定しなければならない。(本組合退職手当条例施行規則第10条の2)

※ 各団体の調整額の基準についてなお確認のこと。

(2) 短期勤続者等に対する退職手当の調整額

<自己都合退職者以外の退職者>

㊦ 勤続期間が1年以上4年以下のものは、(1)で計算した額の2分の1に相当する額。

㊧ 勤続期間が1年に満たないものは、調整額は支給されない。

<自己都合退職者>

㊦ 勤続期間が10年以上24年以下のものは、(1)で計算した額の2分の1に相当する額。

㊧ 勤続期間が9年以下のものは、調整額は支給されない。

(3) 退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等

調整額を勘案する期間で休職等がある場合は勤続期間と同様に控除する。

4 退職手当支給率表

(退職日：平成30年4月1日以降)

退職事由 勤続年数	退職事由				
	自己都合退職	定年退職・旧定年に達した後の退職・勲奨退職・任期満了（任期付職員）	整理退職・公務上の傷病又は死亡退職	公務外の死亡退職・通勤による傷病退職	公務外の傷病退職・任期満了（会計年度任用職員）
1	0.5022	0.837	2.7	0.837	0.837
			3.6		
2	1.0044	1.674	4.5	1.674	1.674
3	1.5066	2.511	5.4	2.511	2.511
4	2.0088	3.348	5.4	3.348	3.348
5	2.511	4.185	6.2775	4.185	4.185
6	3.0132	5.022	7.533	5.022	5.022
7	3.5154	5.859	8.7885	5.859	5.859
8	4.0176	6.696	10.044	6.696	6.696
9	4.5198	7.533	11.2995	7.533	7.533
10	5.022	8.37	12.555	8.37	8.37
11	7.43256	11.613375	13.93605	11.613375	9.2907
12	8.16912	12.76425	15.3171	12.76425	10.2114
13	8.90568	13.915125	16.69815	13.915125	11.1321
14	9.64224	15.066	18.0792	15.066	12.0528
15	10.3788	16.216875	19.46025	16.216875	12.9735
16	12.88143	17.890875	20.8413	17.890875	14.3127
17	14.08671	19.564875	22.22235	19.564875	15.6519
18	15.29199	21.238875	23.6034	21.238875	16.9911
19	16.49727	22.912875	24.98445	22.912875	18.3303
20	19.6695	24.586875	26.3655	24.586875	19.6695
21	21.3435	26.260875	27.74655	26.260875	21.3435
22	23.0175	27.934875	29.1276	27.934875	23.0175
23	24.6915	29.608875	30.50865	29.608875	24.6915
24	26.3655	31.282875	31.8897	31.282875	26.3655
25	28.0395	33.27075	33.27075	33.27075	28.0395
26	29.3787	34.77735	34.77735	34.77735	29.3787
27	30.7179	36.28395	36.28395	36.28395	30.7179
28	32.0571	37.79055	37.79055	37.79055	32.0571
29	33.3963	39.29715	39.29715	39.29715	33.3963
30	34.7355	40.80375	40.80375	40.80375	34.7355
31	35.7399	42.31035	42.31035	42.31035	35.7399
32	36.7443	43.81695	43.81695	43.81695	36.7443
33	37.7487	45.32355	45.32355	45.32355	37.7487
34	38.7531	46.83015	46.83015	46.83015	38.7531
35	39.7575	47.709	47.709	47.709	39.7575
36	40.7619	47.709	47.709	47.709	40.7619
37	41.7663	47.709	47.709	47.709	41.7663
38	42.7707	47.709	47.709	47.709	42.7707
39	43.7751	47.709	47.709	47.709	43.7751
40	44.7795	47.709	47.709	47.709	44.7795
41	45.7839	47.709	47.709	47.709	45.7839
42	46.7883	47.709	47.709	47.709	46.7883
43	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
44	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
45	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709

◇ 退職日の給料月額に、勤続年数及び退職事由に応じて定められた支給率を乗じて得た額が退職手当の基本額となります。

5 退職手当にかかる税金

退職手当には、所得税（復興特別所得税を含む）と住民税（市町村民税と県民税）が課税され、退職手当の支給を受け取るときに徴収される。

退職手当にかかる税金は分離課税になっており、あとで他の所得と合算して課税されることはない。

（１）税の概算額と計算方法

退職手当にかかる税額は、退職手当の額から、退職所得控除額（①）を控除した後の額に課税される。控除後の金額に応じて9ページ「退職所得にかかる所得税と住民税の早見表」により概算額を求める。

※ 退職手当に係る所得税・住民税はそれぞれ求め方があるが、ここでは簡便な方法で概算を求められるように作成している。

① 退職所得控除額

- 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数(勤続年数が2年以下の場合80万円)

- 勤続年数が21年以上の場合

800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 勤続年数別の退職所得の控除額は、8ページ「勤続年数別退職所得控除額表」のとおり。

② 退職所得控除後の額

$$\boxed{\text{退職手当額}} - \boxed{\text{①退職所得控除額}} = \boxed{\text{退職所得控除後の額}} \quad \text{④}$$

P 8 勤続年数別退職所得
控除額表 参照

③ 税の概算額

$$\boxed{\text{④退職所得控除後の額}} \rightarrow \left. \begin{array}{l} \text{所得税} \\ \text{住民税} \\ \text{計} \end{array} \right\} \text{P 9 「退職所得にかかる所得税と} \\ \text{住民税の早見表」参照}$$

退職所得控除後の額④から、9ページ「退職所得にかかる所得税と住民税の早見表」により概算の税額を算出する。

（２）退職手当の手取額

退職手当額から、（１）で求めた税額を差し引く。

$$\boxed{\text{退職手当額}} - \boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{退職手当手取額}}$$

※ 退職時に市町村職員共済組合及び公立学校共済組合の物資・貸付事業の未償還金残高がある場合は、退職手当手取額から差し引いて、各共済組合へ送金。

勤続年数別退職所得控除額表

(令和5年4月1日現在)

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	円	円		円	円
2年以下	800,000	1,800,000	26年	12,200,000	13,200,000
3年	1,200,000	2,200,000	27年	12,900,000	13,900,000
4年	1,600,000	2,600,000	28年	13,600,000	14,600,000
5年	2,000,000	3,000,000	29年	14,300,000	15,300,000
6年	2,400,000	3,400,000	30年	15,000,000	16,000,000
7年	2,800,000	3,800,000	31年	15,700,000	16,700,000
8年	3,200,000	4,200,000	32年	16,400,000	17,400,000
9年	3,600,000	4,600,000	33年	17,100,000	18,100,000
10年	4,000,000	5,000,000	34年	17,800,000	18,800,000
11年	4,400,000	5,400,000	35年	18,500,000	19,500,000
12年	4,800,000	5,800,000	36年	19,200,000	20,200,000
13年	5,200,000	6,200,000	37年	19,900,000	20,900,000
14年	5,600,000	6,600,000	38年	20,600,000	21,600,000
15年	6,000,000	7,000,000	39年	21,300,000	22,300,000
16年	6,400,000	7,400,000	40年	22,000,000	23,000,000
17年	6,800,000	7,800,000	41年	22,700,000	23,700,000
18年	7,200,000	8,200,000	42年	23,400,000	24,400,000
19年	7,600,000	8,600,000	43年	24,100,000	25,100,000
20年	8,000,000	9,000,000	44年	24,800,000	25,800,000
21年	8,700,000	9,700,000	45年	25,500,000	26,500,000
22年	9,400,000	10,400,000	46年	26,200,000	27,200,000
23年	10,100,000	11,100,000	47年	26,900,000	27,900,000
24年	10,800,000	11,800,000			
25年	11,500,000	12,500,000			

◇ 勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。
(勤続30年1月の場合は、31年となります。)

退職所得にかかる所得税と住民税の早見表

(平成25年1月1日から適用)

退職所得控除後の金額	所 得 税 (復興特別所得税を含む)	住 民 税	合 計
25 万円	6,381 円	12,500 円	18,881 円
50	12,762	25,000	37,762
100	25,525	50,000	75,525
150	38,287	75,000	113,287
200	51,050	100,000	151,050
250	63,812	125,000	188,812
300	76,575	150,000	226,575
350	89,337	175,000	264,337
400	104,652	200,000	304,652
450	130,177	225,000	355,177
500	155,702	250,000	405,702
550	181,227	275,000	456,227
600	206,752	300,000	506,752
650	232,277	325,000	557,277
700	278,222	350,000	628,222
750	329,272	375,000	704,272
800	380,322	400,000	780,322
850	431,372	425,000	856,372
900	482,422	450,000	932,422
950	533,472	475,000	1,008,472
1,000	584,522	500,000	1,084,522
1,050	635,572	525,000	1,160,572
1,100	686,622	550,000	1,236,622
1,150	737,672	575,000	1,312,672
1,200	788,722	600,000	1,388,722
1,250	839,772	625,000	1,464,772
1,300	890,822	650,000	1,540,822

- ◇ 退職所得控除後の金額を2分の1しない金額で税額を求める。
- ◇ 控除後の金額は50万円刻みにしているので、金額の近い欄で概算の税額を求める。
- ◇ 勤続5年以下の退職者は税額の計算方法が異なる為、この早見表は使用できない。